

## 6.5 教育の質の向上

### 進捗状況報告

教員の教育・研究指導方法の改善について、2007年度に大学院全授業科目・全授業担当者対象に「授業に関する調査」を実施する予定である。さらに大学院FD部会を設置して、これらの調査結果をもとに、授業改善をしていく予定である。シラバスに関しては紙媒体での配布はできるだけ簡便なものにして、web上でどこからでも確認できるようなシステムに改善しつつある。

### 学内第三者評価

教員の教育・研究指導方法の改善については取り組みが途上であり、2007年度の大学院設置基準の改正に照らしても、具体的に進捗することが強く求められている。

本学は2006年度の認証評価において助言として「各研究科では、これまでFD活動に組織的に取り組んできたとは言えない。しかし、2006（平成18）年度に、『大学院ファカルティ・デベロップメント部会』が設置され全学的検討が開始されたところなので、今後の活動が期待される」と全学的な指摘を受けており、2010年度には改善報告書の提出が求められている。加えて、2007年度の大学院設置基準の改正により、大学院においてFDが義務化された（※）。授業改善への組織的な取り組みは喫緊の課題である。

※大学院設置基準（2007年度改正）

第14条の2（成績評価基準等の明示等）

大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第14条の3

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。